

遺品整理代行 広がる

家族に代わって故人の持ち物を片付ける「遺品整理業」が広く認知されてきた。元気がうちに不用品を処分する「生前整理」などの需要も多い。ただ、高額な費用を請求されるなどのトラブルも増えている。(中井道子)

生活 調べ隊

をつまみ上げた。「結婚指輪ですわね」。だが、引き渡す遺族はいない。夕方までかかって、2ストラック3台分を整理した。

6月半ば、大阪府豊中市の自宅で、廃棄物収集運搬・遺品整理会社「リリーフ」(兵庫県西宮市)の社員5人が作業に取りかかった。亡くなったのは、この家で独り暮らしをしていた60代の女性。身寄りはなく、成年後見人の司法書士が依頼した。

料金トラブルも増加

リリーフの屋敷明彦さんの32の指示で、家財道具が次々に運び出される。2階に上がると、ほこりをかぶったぬいぐるみが残っていた。傍らの小物入れから、屋敷さんが光るもの

整理を業者に依頼する事情は様々だ。子どもに余計な面倒をかけたくない、生前に不用品の処分をしたり、整理を予約したりする人も増えている。

こうした状況を受け、遺品整理に参入する業者も増加。正確な集計はないが、全国で4000〜5000の業者がいるという。便利屋から不動産、引越など多様な業者が進出しているが、監督官庁もなく「不法行為が横行しやすい」との指摘もある。

実際、国民生活センターには、「費用を払った後、業者と連絡が取れなくなった」「当日になって追加料金を請求された」などの相談が寄せられている。

家財が適切に処分されている。



ぬいぐるみが並べられた部屋で、遺品の整理をする屋敷さん(大阪府豊中市)

右ページに
関連記事

るかどうかの不安もつきまとう。リリーフの屋敷さんは見積もりに行った先で、別の業者が家電のリサイクルにかかると最低限の処理費用を下回る見積額を提示しているという。驚いた。「それで採算を取ろうと思ったら、不法投棄でもするしかない。うちは撤退しました」。また、東日本のある業者は「引き取った仏壇を遺族に無断で民芸品と称して高値を付け、海外に転売していた業者もいた」と明かす。

遺品を片付け、選別する作業に特別な資格

はいらない。しかし、家財を一般廃棄物として処分する際には、自治体の許可が必要になる。遺品整理業者自身が許可を得るか、許可を得た収集・運搬業者を別途、依頼主に紹介するケースが多い。無許可なら廃棄物処理法違反になる。

業界の健全化を図ろうと一部業者や元自治体職員が昨年「遺品整理士認定協会」(北海道)を設立した。遺品に接する際の心構えや廃棄物関係の法令を学び、正答率7割以上なら独自の「遺品整理士」資格がもらえる。すでに約2050人が受講、有資格者は約290人にのぼる。

協会理事長の木村栄治さんは、「受講者が多いのは、遺品整理に秩序と信用が求められていることの流れではないだろうか。行政と連携し、悪徳業者が入り込めないシステムを作りたい」と話している。

まず現地で見積もりを

●遺品整理の流れと注意点

見積もり	・現地に足を運んでくれる業者を選ぶ ・複数業者に依頼し、費用やサービスを比較 ・業者には2人以上で対応する
廃棄物業者への引き取り依頼	・廃棄物の収集・運搬許可を得ているか確認
遺品の選別・運び出し	・必ず現場に立ち会う ・当日の追加依頼は避ける
形見の引き渡しと不用品の処分	・作業が全て行われたか、よく確認を

トラブルを防ぐためにも、どんなことに気を付けて業者を選べばいいのだろうか。ポイントを遺品整理士認定協会理事長の木村栄治さんに教わった。

まず、現地まで見積もりに来てくれる業者を選ぶこと。家電製品や家具類一つ処分するにも、自治体や家電リサイクル法の細かい規定があり、費用がかかる。電話やメールでのおおざっぱな見積もりで済ませようとする業者には、注意が必要だ。

依頼する場合は、2社以上を声をかけて相見積もりを取

対応ぶりも見極めて

るといい。「費用の内訳が記された見積書を出してもらい、後々に備えて保管しておくことも忘れずに」と木村さんはアドバイスする。

後になって「ちゃんと言頭で説明した」「聞いていない」

などという事態にならないよう、見積もりには2人以上で対応するのが望ましい。1人しかない場合は、近所の人と立ち会ってもらうだけでも効果があるという。

生活調べ隊



遺品の扱い方や法令がまとめられたテキスト。対応の仕方もしっかり学んだ誠実な業者を見極めたい。

故人ゆかりの品を整理することは、遺族にとってお別れの「儀式」でもある。最終的に廃棄するものでも、思い入れのある品物が多い。「遺品の扱いがぞんざいな業者は、価格が安くてもお薦めしません」と木村さん。

誠実に対応してくれるかどうかを見極めたい。

依頼する側にも節度が必要だ。当日になって「やっぱりこれも」などと、処分品を増やすのは避けるべきだ。見積もり外であることを理由に、高い追加料金を取られることもある。どうしても必要な場合は、改めて見積もりを取り直すようにしたい。

きちんと自治体の廃棄物の収集・運搬許可を得ているかどうかも確かめたい。その業者が許可を得ていない場合、依頼者が収集・運搬業者と別途、契約を交わす必要がある。遺品整理業者に確認するとい

い。

遺品整理が必要になるのは、家主から部屋の明け渡しを求められていたり、肉親を失って気が動転していたり、心に余裕がない時が多い。遺品整理士認定協会では、全国各地の業者の紹介も無料で行っている(0123・42・05268)。